

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民が間伐材等を集荷場所に搬入し、地域通貨等を得て商店等で使用する事業（以下「木の駅プロジェクト」という。）を行う団体に予算の範囲内において補助金を交付し、地域や市民の参加による里山づくりを促進するため、当該補助金の交付に関し庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 団体の活動拠点が市内にあること。
- (2) 木の駅プロジェクトに関する取り組みを市内で実施していること。
- (3) 団体の活動に関する規約等が定められていること。
- (4) その他市長が適当と認める団体であること。

(補助対象事業等)

第3条 補助金交付の対象となる事業、経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請の手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(届出の義務)

第6条 前条第1項に定める交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業着手と同時に着手届（様式第3号）を、完成と同時に完成届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出の必要がないと認めるものについては、この限りではない。

(事業計画の変更等)

第7条 補助事業者は、申請内容（事業計画）を変更し又は補助事業を中止し若しくは廃止しようとするときは、計画変更承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 市長は、前項に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、計画変更承認通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

(随時検査等)

第8条 市長は、補助事業者に補助事業を適切に行わせるため、随時、帳簿、書類等の提出を求め、又は指定する職員に必要な検査及び指示をさせることができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、実績報告書（様式第7号）に収支決算書その他市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項に定める書類の提出期限は、事務又は事業完了の日から30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告があった場合において、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、交付確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第9号）により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前条に規定する補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、市長の定める時期に補助金を概算払いすることができる。

（備付帳簿等）

第12条 補助事業者は、事業の実施に関する事業記録簿、金銭出納簿等の必要な帳簿を備付け、証拠書類とともに整備しておかなければならない。

2 前項に定める帳簿等は、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日まで保存しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金をその目的以外に使用したとき。
- (3) 第5条第2項に規定する指示又は条件に違反したとき。
- (4) 第6条に規定する届出又は第9条に規定する報告を怠ったとき。
- (5) 第8条に規定する随時検査を拒んだとき。
- (6) 補助事業の経費の支出額が、計画額に比して著しく減少したとき。
- (7) 補助事業を中止し、又は事業遂行の見込みがないとき。
- (8) 補助事業の実施について、不正の行為があったとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率等	その他
木の駅プロジェクト スタートアップ事業	事業開始において必要となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 研修費用 (2) のぼり等作成費用 (3) 出荷者登録費用 (4) その他市長が特に必要と認める経費	補助対象経費の10/10以内。ただし、1団体当たり900千円を限度とする。	1団体につき1回限りの交付とする。
木の駅プロジェクト 運営事業	事業運営において必要となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 安全講習費用 (2) チラシ等印刷費用 (3) その他市長が特に必要と認める経費	補助対象経費の10/10以内。ただし、1団体当たり300千円を限度とする。	
木の駅プロジェクト 木材買取事業	木材の買取に要する経費	補助対象経費の1/2又は1トン当たり3千円のいずれか低い額	

様式（省略）